**平成２９年（フ）第３３６号**
函館市時任町21番８号
債務者　進藤　幸英
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第９９号**
岐阜県安八郡神戸町大字和泉20番地の６
債務者　澤井　　萌
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第９８号**
秋田県横手市雄物川町道地字家東198番地１
債務者　大日向潤也
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第９７号**
福岡県行橋市宮市町５番24号　コーポサンシックス607
債務者　河崎　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２９年（フ）第１６６号**
北海道河東郡音更町柳町南区５番地13
債務者　窪寺富佐子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第１６８号**
北海道帯広市西17条南５丁目38番地１　西ハイツＡ号室
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第１８２号**
北海道帯広市東11条南６丁目20番地　イーストアヴェニュー101号室
債務者　菅野みなみ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第６４号**
山形県東田川郡庄内町余目字町181番地５　庄内町町営若者定住促進住宅第７号棟
債務者　海藤　　翼
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２９年（フ）第２４６号**
茨城県つくば市北条5130番地２　雇用促進住宅２―304
債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第２４９号**
茨城県土浦市川口１丁目５番７―302号　ウィンレックス土浦、前住所茨城県鹿嶋市大字浜津賀511番地24
債務者　櫻井　絵美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第６４７号**
埼玉県春日部市南５丁目２番10号　フラット春日部201
債務者　松永　富子（旧姓田村・小此木）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１３３号**
千葉県旭市ニの2737番地10
債務者　柳町　美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４９号**
千葉県東金市家徳65番地28　石橋貸家４号室
債務者　町田あけみ（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２９年（フ）第９５０号**
京都市伏見区醍醐和泉町15番地22
債務者　井上　ユリ
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２３８号**
京都市伏見区醍醐和泉町89番地　グランシャリオＡ棟　101
債務者　髙田　明香
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２４１号**
京都市中京区堀川通錦小路下る錦堀川町650番地　ライオンズマンション四条大宮　510
債務者　桂　　千里
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
京都府亀岡市篠町柏原町頭14番地　コーポアクエリアス111号、前住所京都府亀岡市篠町広田１丁目36番２号　リーヴァ松浦Ａ棟103号
債務者　井上　奈美（債務発生時の姓佐井）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係